

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-278	建設工事等執行管理台帳作成支援業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月26日(木) (13:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年3月24日(火) 12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年3月24日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名：○○○」 入札案内送信依頼
添付ファイル : 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕様書			
件名	建設工事等執行管理台帳作成支援業務	作成年月日	令和 8 年 3 月 4 日
		施設整備課	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省が行う建設工事等執行管理台帳作成支援業務において適用する。

1.2 用語の定義

執行管理台帳：防衛省本省及び地方支分部局の各地方防衛局等が発注する建設工事等の適性かつ円滑な予算執行管理を行うためのデータ

建設工事等：建設工事

（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事）及び建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等業務

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

- A) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- B) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- C) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定）
- D) IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号。令和 3 年 1 月 21 日）
- E) IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応への対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第 808 号。令和 3 年 1 月 21 日）

1.4 関連文献等

(1) 全般（一式貸与資料）

- A) 執行管理台帳（令和 3 年度～令和 7 年度）
- B) 執行状況集計資料（令和 7 年度）

- C) 予算資料（令和3年度～令和7年度）
- D) 防衛施設建設情報管理システム（DFIS）基本設計書一式

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

(1) 適用範囲

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書に基づくものとする。

(2) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。

また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(3) 情報の保全

契約相手方は、本件の実施に当たり、知り得た全ての情報及び業務の成果を本件実施中及び実施後において、官側の承諾を得ずに第三者に開示、貸与、供与してはならない。

(4) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、本仕様書、業務実施計画書、成果物等のほか、本支店等で作成する関連書類の一切を含むものとする。

(5) 再委託

A) 契約相手方は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。

B) 契約相手方は、コピー、文字入力、印刷、製本、資料整理等の簡易な作業を第三者に再委託する場合は、官側の承諾を得なくてもよいものとする。

C) 契約相手方は、A) 項に規定する業務以外を第三者に委託する場合は、官側の承諾を得なければならない。

(6) 機能・性能

本件の実施に当たり、契約の相手方(下請負者、再委託先等を含む。)は、データ統合処理支援システムについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

3 業務内容

業務進行の手順は、以下により行うこと。

3.1 業務計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに業務実施計画書を作成し、監督官に提出し承認を受けなければならない。

なお、作成にあたっては監督官とあらかじめ調整を行うほか、検討及び計算にコンピューターを使用する場合は、事前に監督官の承諾を得るものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施予定表
- (3) 業務組織表（業務従事者名・資格・経験等）
- (4) 主要機器・ソフト
- (5) 作業方針
- (6) その他細部内容等（協議打合せ、照査、成果物の内容及び部数、著作権・情報保全、使用する図書・基準）

3.2 協議・打合せ

契約相手方は、下記の段落ごとに必要な説明、協議及び打合せを行い、また、その結果を記録し、相互に確認を行う。

連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打合せは、原則として、打合せ内容に応じて必要な業務従事者がすべて立ち会うものとする。

- ・業務開始時（業務計画作成時）
- ・中間報告（30%、60%、90%）
- ・業務完了時（完成検査前）

その他、本業務中は、監督官と密に連絡を取り、業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

4 業務詳細

本業務は、本省及び地方防衛局等が実施する執行管理台帳による予算執行管理の効率化を図るため、契約相手方は、官側が貸与する資料等を理解したうえで、以下の業務を行う。

4.1 建設工事等執行管理台帳の作成支援

(1) 業務フロー分析・データベースの検討

現在、本省及び地方防衛局等が使用している予算執行管理台帳は、発注機関である地方防衛局等が、事業毎の各業務に係る執行計画に応じた契約実績や予算の使用見込み及び過不足を入力したものを、定期的に本省において予算の区分に応じて、それらの集計作業を行っている。

契約相手方は、執行管理台帳による執行管理の効率化を目的とし、これらの業務フローを分析・評価した上で、データベースの検討を行うことと。

データベースの検討にあたっては、将来の他システムとの連携を念頭

にして、発注者から貸与される与条件に基づき実施すること。また、本検討にあたって、執行管理台帳の入力データと別途貸与する予算資料とのデータ連携のためのデータ紐付けを行うこと。

なお、発注者側が貸与する与条件について、当初想定した内容と大きく異なる状況が発生した場合、発注者と協議を行うものとし、必要に応じて精算の対象とすることがある。

(2) 執行管理台帳のデータ入力支援の検討

データの手入力による負荷及び入力ミスの軽減に寄与するため、帳票のデータ化やフォーム入力の自動化、一括入力などによる作業効率化を検討すること。

(3) 出力帳票及び帳票上の数値を参照したグラフ作成機能の検討

執行管理台帳データを活用し、属性に応じた集計結果の出力帳票の設計を行うとともに、帳票上の数値を参照したグラフ作成機能を検討すること。

5 成果物の提出

(1) 成果物様式

業務報告書は、A4版縦、横書きとする。業務報告書には「4 業務詳細」の各項目の内容を含むこと。

業務報告書及び試行結果データ一式は電子納品とする。

(2) 提出部数

A) 電子納品 (DVD-R) : 正副2部

以下を含むものとする。

- ・業務報告書 (データベース設計書を含む。)
- ・試行結果データ一式

(3) 電子納品

A) 本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書」(以下「手引書」という。)に基づいて作成されたものを指す。なお、「手引書」については、防衛省HP (<http://www.mod.go.jp/>)の「調達情報」、「建設工事に関するお知らせ」、「建設工事の技術基準等」の「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について(通知)」の別紙第2を参照されたい。

B) 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体(DVD-R)で正副2部提出する。「手引書」で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、国土交通省の「電子納品運用ガイドライン【業務編】令和6年3月」を参考に

するものとする。

- C) 電子納品の提出の際には、国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

6 その他の指示

6.1 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。
ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うこと。

6.2 完了検査

本業務の完了検査時に、作成プログラムの機能確認を行い、問題がないことを確認する。

6.3 履行期限

本業務の履行期限は、令和9年3月31日とする。

6.4 疑義

業務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は監督官と協議すること。